

不在者投票制度が変わります

期日前投票制度



選挙のめいすいくん

7月11日執行(予定)の参議院選挙から
この制度が実施されます

期日前投票制度のあらまし

対象となる投票	名簿登録地の市町村でおこなう投票
投票期間	6月25日(金)から7月10日(土)
投票をおこなうことができる者	7月11日の投票日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるなど、一定の事由(現行の不在者投票事由)に該当すると見込まれる者
投票場所	名和町役場
投票時間	午前8時30分から午後8時
投票手続き	基本的に投票所における投票の手続きと同じです

公職選挙法の一部が改正され、新たに「期日前投票制度」が創設されました。この制度により、従来の不在者投票のように、投票用紙を封筒に入れて、それに署名するといった手続きが不要となり、投票がしやすくなります。

名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会や病院・老人ホーム等での不在者投票は従来どおりおこなわれます

みんなで投票 明るい選挙



政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることは禁止されています。有権者が求めてもいけません。



贈らない



受け取らない



求めない

「明るい選挙」とは・・・

投票する人が、買収などに惑わされず、つきあいや利害などにとらわれることなく、自由な意思で投票し、選挙が公正におこなわれることです。そしてその結果、私たちの意志が政治に正しく反映されることをいいます。

選挙における「主役」は、政治家でもなければ政党でもなく、私たち国民であり、あなた自身なのです。

「3ない運動」を守りましょう